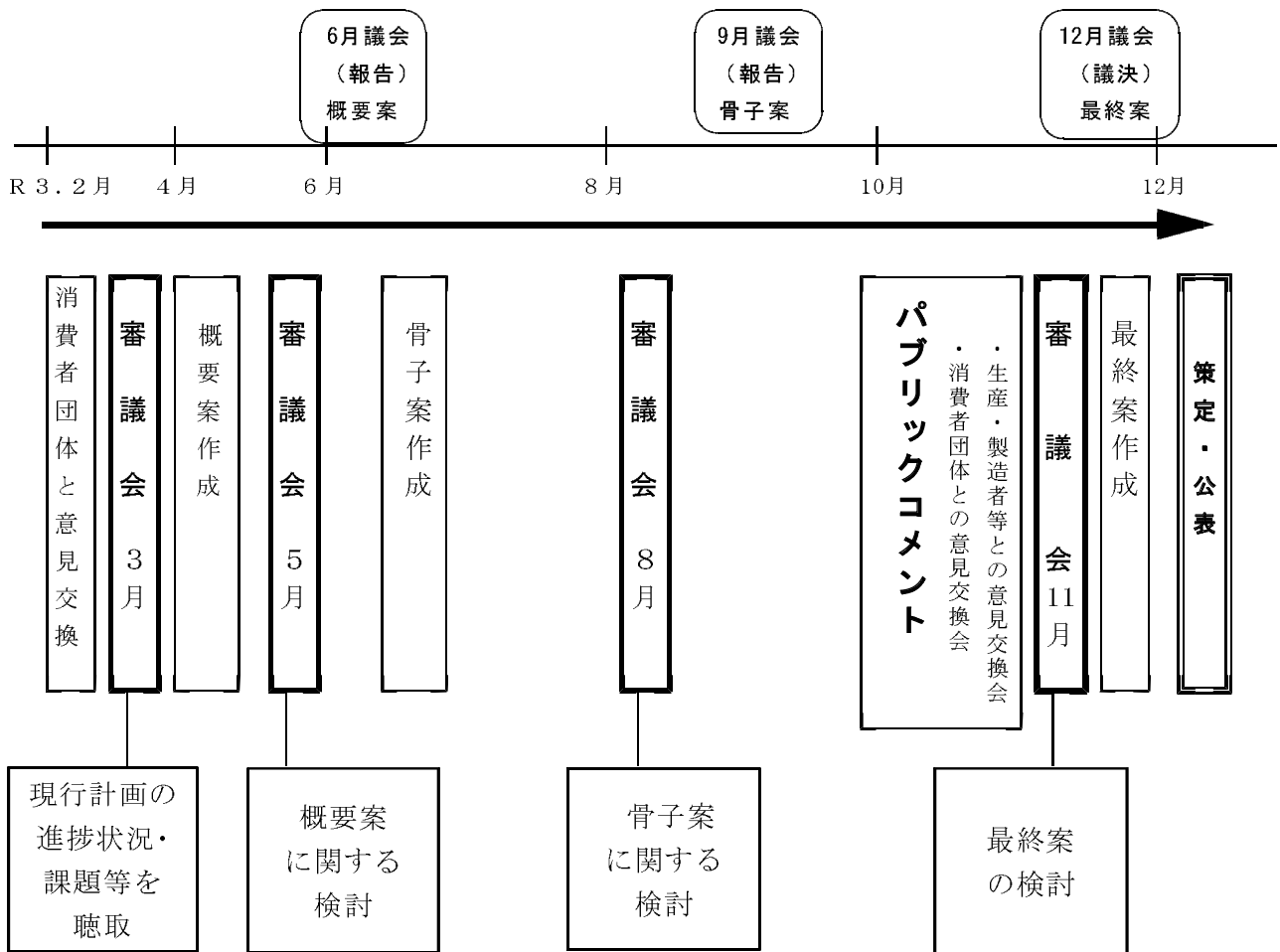


## 第6次京都府食の安心・安全行動計画（令和4～6年度）の策定について（案）

### 1 策定の根拠等

- ・ 京都府食の安心・安全推進条例第5条に基づき策定
- ・ 当該計画は、「京都府行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」に基づき、議会報告の上、府議会の議決が必要
- ・ 現在の行動計画（第5次・令和元年度～3年度）は令和3年度までの計画のため、次期計画を、令和3年度中に策定

### 2 策定スケジュール



（参考）京都府食の安心・安全推進条例～抜粋

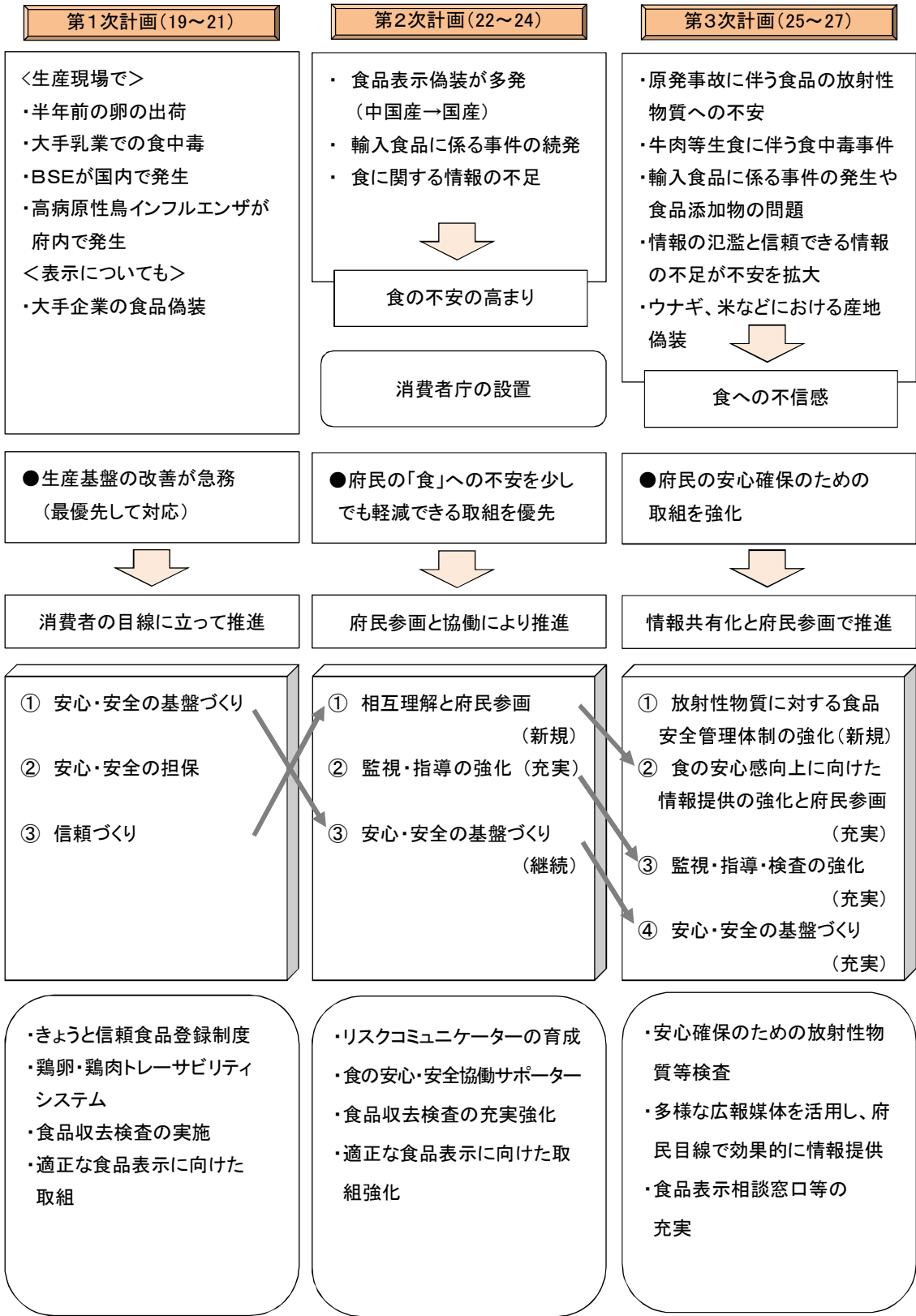
（食の安心・安全行動計画）

第5条 知事は、食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「食の安心・安全行動計画」という。）を定めるものとする。

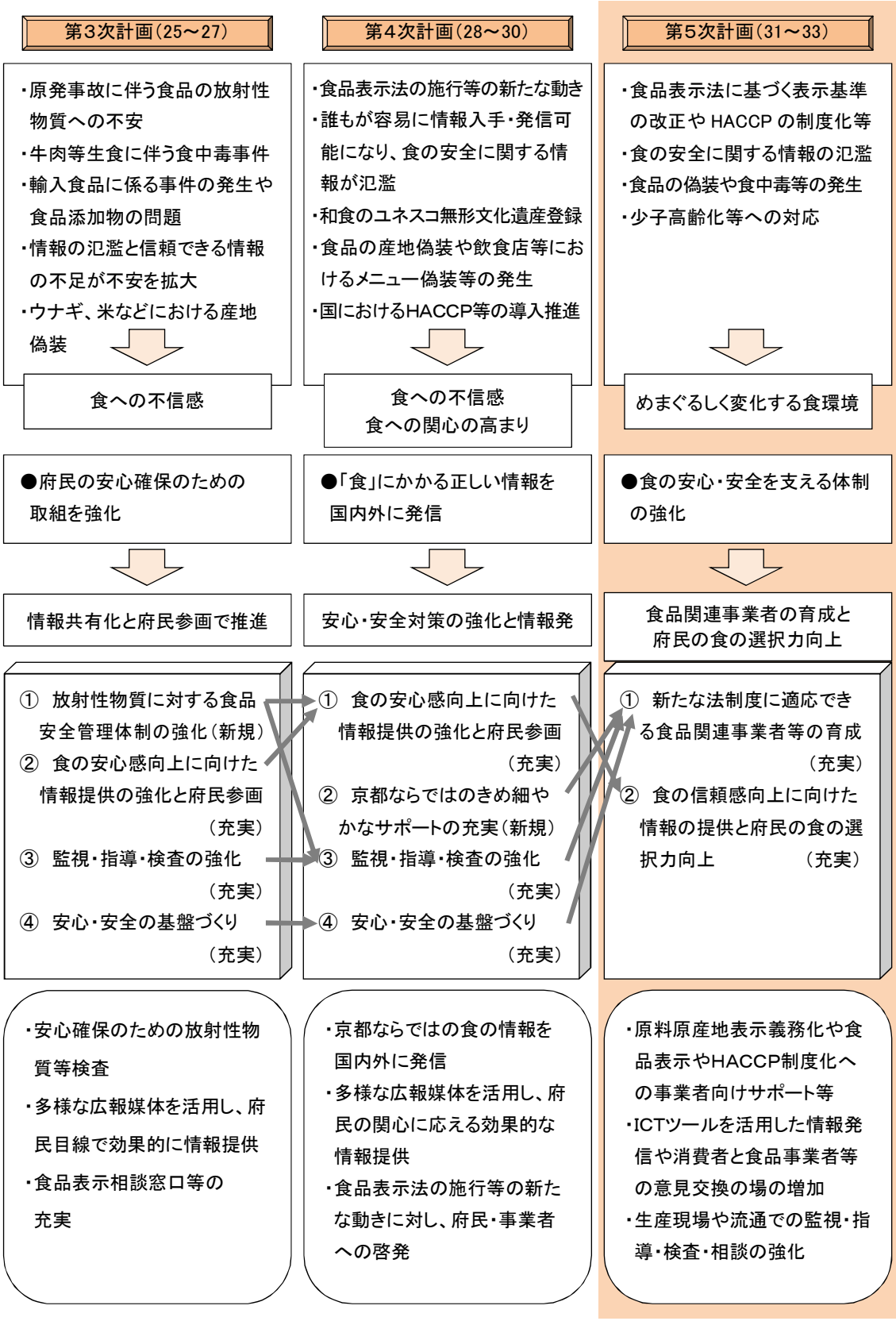
2 食の安心・安全行動計画は、食の安心・安全の確保に関する施策の目標及び内容について定めるものとする。

3 知事は、食の安心・安全行動計画を定めるに当たっては、府民及び食品関連事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、第25条第1項に規定する京都府食の安心・安全審議会（第6項及び次章において「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

# 京都府食の安心・安全行動計画の推移 第1～3次



# 京都府食の安心・安全行動計画の推移 第3～5次



## 第5次行動計画の構成（令和元年度～3年度）

### 第1章 食を取り巻く現状及び課題

### 第2章 行動計画の基本的な考え方

目指す姿1 食中毒、食物アレルギーによる事故、食品表示違反などが発生しないこと

目指す姿2 食品への信頼、食文化・食品を大切にする意識が向上すること

食の安心・安全について理解する府民が拡大すること

### 第3章 食の安心・安全に向けた京都府の取組の展開

#### 1 新たな法制度に適応できる食品関連事業者等の育成

（1）安心・安全な食品を提供する事業者の育成

（2）持続可能な農業の推進と食料の安定供給

（3）誰もが安心して食事ができる環境の整備

（4）緊急時の食の安心・安全の確保のための対応力の向上

（5）生産現場等の監視・指導

（6）流通段階の監視・指導

#### 2 食の信頼感向上に向けた情報の提供と府民の食の選択力向上

（1）府民と食品関連事業者の交流による相互理解の促進

（2）府民の食に関する学習環境の充実

（3）京都ならではの食文化の継承と食を大切にする意識の向上

#### 3 食の安心・安全に関わる危機管理対応

### 第4章 行動計画の管理・公表

## 第6次行動計画（令和4年度～6年度）策定に係る論点

### ■論点1

「食を取り巻く現状」として、以下の他に取り上げるべき事項はないか。

（下線は新規項目）

#### 1 新しい生活様式・新たな日常

- ・ 弁当等のテイクアウトや宅配事業を開始する事例の急増
- ・ SNS、オンライン、動画等による情報活用の高まり、情報通信技術の発展

#### 2 食に係る法令の改正

- ・ 食品衛生法等改正（HACCP、営業許可制度の見直し、広域的な食中毒対策強化）
- ・ 食品表示法等改正（原料原産地、安全に係る表示の食品リコール）

#### 3 食の健康被害に係る事案

- ・ アニサキス食中毒の増加、食中毒発生件数の下げ止まり
- ・ 麻痺性貝毒の原因プランクトンの冬期増加
- ・ 学校等における食物アレルギーを有する子どもへの対応
- ・ ボランティア等食事の提供主体の多様化

#### 4 物流の国際化・価値観の多様化

- ・ 輸入食品の安全確保
- ・ SDGs、食品ロス削減、エシカル消費、水産資源管理
- ・ ハラル、コーシャ、ベジタリアン、ビーガン等

#### 5 人口減少と少子高齢化

- ・ 単独世帯・核家族世帯・孤食の増加
- ・ ライフステージに応じた栄養摂取の課題
- ・ 安心・安全な生産物ニーズの増加
- ・ 食文化伝承の必要性

#### 6 その他

- ・ 頻発する自然災害
- ・ 水産エコラベル  
（国内では、海外発の認証（MSC、ASC）、日本発の認証（MEL、AEL）が主に活用）

## ■論点 2

「食を取り巻く現状」を受けて、府としてどのような取組が必要か。

柱（例）

- 1 新しい生活様式等の変化に対応する食の安心・安全への取組
- 2 食の安全性確保に向けた取組
- 3 食の信頼感向上に向けた取組